

令和元年度

財政的援助団体等監査の  
結果に関する報告書

令和2年3月

島根県監査委員



監 第 1 4 0 号  
令和 2 年 3 月 9 日

島 根 県 議 会 議 長  
島 根 県 知 事 様  
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 須 山 隆

島根県監査委員 山 根 成 二

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 後 藤 勇

令和元年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に  
ついて

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同  
条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出し  
ます。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第 1 2 項の規定によ  
る措置状況の通知については、令和 2 年 9 月 1 8 日までにしてください。



# 目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法等	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	7
II	監査結果（個別）	9
1	公立大学法人島根県立大学	9
2	（公財）ふるさと島根定住財団	12
3	（公財）しまね女性センター	15
4	（公財）しまね国際センター	17
5	（公財）島根県環境管理センター	19
6	アイカム（株）	21
7	浜田ビルメンテナンス（株）	23
8	（一社）しまね地域医療支援センター	24
9	（公社）島根県畜産振興協会	25
10	（一財）くにびきメッセ	26
11	石見観光振興協議会	27
12	島根県中小企業団体中央会	28
13	島根県商工会連合会	29
14	松江商工会議所	30
15	出雲商工会議所	31

16	まつえ南商工会	32
17	隠岐國商工会	33
18	西ノ島町商工会	34
19	(公財) 島根県建設技術センター	35
20	出雲空港ターミナルビル(株)	36
21	石見空港ターミナルビル(株)	38
22	大畑建設(株)	40
23	(一財) 島根県建築住宅センター	41
24	北陽ビル管理(株)	42

# 第1 監査の概要

## 1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設<sup>(注2)</sup>の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

### (注1)地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

### (注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

## 2 監査対象団体及び実施団体

### (1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

#### ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成30年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	5	5					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	18	7	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					
社会福祉法人	11	11					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	12		1		3		8
その他	29	24	1	1	2	1	3
合計 <sup>(注3)</sup>	117	88	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

令和元年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の24団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等
2	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	出資・補助金等
		環境生活総務課	補助金等
		雇用政策課	補助金等
3	(公財) しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
4	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
5	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・ 損失補償
6	アイカム (株)	健康福祉総務課	指定管理
7	浜田ビルメンテナンス (株)	健康福祉総務課	指定管理
8	(一社) しまね地域医療支援センター	医療政策課	補助金等
9	(公社) 島根県畜産振興協会	畜産課	出資
10	(一財) くにびきメッセ	商工政策課	出資・補助金等・ 指定管理
11	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金等
12	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金等
13	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金等
14	松江商工会議所	中小企業課	補助金等
15	出雲商工会議所	中小企業課	補助金等
16	まつえ南商工会	中小企業課	補助金等
17	隠岐國商工会	中小企業課	補助金等
18	西ノ島町商工会	中小企業課	補助金等
19	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課	出資
20	出雲空港ターミナルビル (株)	港湾空港課	出資
21	石見空港ターミナルビル (株)	港湾空港課	出資
22	大畑建設 (株)	都市計画課	指定管理
23	(一財) 島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金等
24	北陽ビル管理 (株)	社会教育課	指定管理

### 3 監査の実施方法等

#### (1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

#### (2) 対象年度

監査は原則として平成30年度を対象とし、必要に応じ平成29年度及び令和元年度も対象とした。

#### (3) 範囲

監査の範囲は、補助金等又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

#### (4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
公立大学法人島根県立大学	令和元年11月1日
(公財)ふるさと島根定住財団	令和元年11月1日
(公財)しまね女性センター	令和元年11月12日
(公財)しまね国際センター	令和元年10月29日
(公財)島根県環境管理センター	令和元年11月14日
アイカム(株)	令和元年11月1日
浜田ビルメンテナンス(株)	令和元年11月12日
(一社)しまね地域医療支援センター	令和元年10月29日
(公社)島根県畜産振興協会	令和元年11月1日
(一財)くにびきメッセ	令和元年10月18日
石見観光振興協議会	令和元年11月1日
島根県中小企業団体中央会	令和元年11月14日
島根県商工会連合会	令和元年11月14日
(公財)島根県建設技術センター	令和元年10月29日
出雲空港ターミナルビル(株)	令和元年11月7日
石見空港ターミナルビル(株)	令和元年10月29日
大畑建設(株)	令和元年10月29日
(一財)島根県建築住宅センター	令和元年11月7日
北陽ビル管理(株)	令和元年11月7日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 須山 隆

監査委員 山根 成二

監査委員 大國 羊一

監査委員 後藤 勇

## 第2 監査の結果

### I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、II 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、改善を要するものとして指摘した事項はなく、指導、指示する事項が6件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査全般を通じた意見は2件あり、これについては、II 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

#### 1 改善等を要する事項

##### (1) 指摘事項<sup>(注4)</sup>（団体・所管課）

該当無し

##### (2) 指導事項<sup>(注5)</sup>（団体）（1件）

ア 請求書に不備があるもの

##### (3) 指示事項<sup>(注6)</sup>（所管課）（5件）

ア 支出事務の指導が十分でないもの

イ 補助金交付要綱に不備があるもの

ウ 補助金の交付決定事務が適当でないもの

エ 補助金の額の確定事務が適当でないもの（2件）

##### (注4) 指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

##### (注5) 指導事項

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの

##### (注6) 指示事項

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

## 2 意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

### (1) 出資団体の職員への研修機会の提供について【人事課、自治研修所】

出資団体の職員の育成については、平成29年度財政的援助団体等監査の報告書において、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努めるよう出資団体に意見を述べたところである。

今回の監査では出資団体9団体の監査を行ったが、積極的な研修参加や日常的に協議を密に行うことにより職員の育成を図っている団体、また、団体が目指す姿をスローガンで明確に表し県内外に発信することで、職員一人一人の仕事への誇りの醸成やモチベーションの向上に努めている団体など、平成29年度の監査意見を踏まえ、工夫して取り組まれている。

また、専門的知識の習得だけでなく、部下の育成や風通しの良い職場づくり等、どこの職場にも共通するような課題に対しては、様々な研修機会を活用して、職員に受講を勧めていきたいとの意向も確認したところである。

については、出資団体職員の育成を支援することにより、県の出資がより効果を発揮することにつながるとの視点から、人事課や自治研修所等で県や市町村の職員向けに、現在、開催されている人材育成に係る研修への出資団体職員の参加について検討されたい。

### (2) 指定管理者の適切な状況把握について【人事課、財政課】

昨年度の監査意見では、指定管理期間を8年としている施設について、指定管理開始日から4年を経過した後に、6年目以降の人件費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行う際、指定管理者の経費節減努力を評価する仕組みや工夫の検討を求めた。

これを受け、人事課及び財政課では、指定管理者の自己努力による経費節減を評価する積算方法に見直しをされたところである。

今回監査を行った、男女共同参画センター、東部総合福祉センター、西部総合福祉センター、万葉公園及び青少年の家の指定管理期間は5年であり、これらの施設は、令和2年度から新たな指定管理期間となるが、指定

管理者からは、応募に当たり、近年、労働力不足や燃料価格の高騰等で、今後5年間の人件費や光熱水費の上昇がなかなか見通せないという意見が聞かれた。

指定管理料は公募時点で人件費、光熱水費を含む5年間の上限額が定められているが、平成28年度以降、本県の有効求人倍率は1.5倍を超えて推移しており、少子化、生産年齢人口の減少が続く中、今後、労働力不足の状況はますます深刻化していくことが予想される。

また、平成28年以降、エネルギー価格が上昇している中、昨今、異常気象が多発しており、冷暖房等の需要は、気象条件により変化することから、光熱水費についても影響が懸念される。

については、人事課及び財政課においては、5年間の指定管理期間中、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じないように、所管課の意見も聞きながら、適切な把握に努められたい。

## II 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務課
---	-----	--------------	-----	-----

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

（地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営）

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、大学を継続的に運営していくために必要な土地・建物を現物出資（評価額が団体の資本金に相当）し、平成24年度に出雲キャンパスの四年制大学化に伴う駐車場土地（111, 119千円）、平成30年度に出雲キャンパス5号館（2, 239, 500千円）を追加出資している。

なお、県の出資比率が100%であるが、現物出資は監査対象とならないことから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 16, 134, 059千円（県出資比率：100%）

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 118, 896千円

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大

学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 2, 187, 016千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

###### 第3期中期計画の着実な実行について

県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、より一層地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。

平成29年度財政的援助団体等監査では、第3期中期計画（平成31年度～令和6年度）の策定に当たり、県立大学が県民の期待に応えて、安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されるよう求めたところである。

こうした中、第3期中期計画では、県立大学は、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学5割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取り組むこととしている。県では人口減少対策が最大の政策課題であり、県が今後、島根創生計画を進める上で、このような県立大学の取組は高く評価できる。

については、第3期中期計画の着実な実行に向けて、県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターシップの充実等により、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るなど、全学一体となって取り組まれたい。

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

###### 第3期中期計画の着実な実行に向けた支援について

県立大学では、県が示した第3期中期目標を達成するため、第3期中期計画

に地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等を定めて、理事長を中心に全学一体となって取り組んでいる。

については、こうした取組が着実に実行され、成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育等の関係部局の理解と必要な協力が得られるように努められたい。

2	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課 環境生活総務課 雇用政策課
---	-----	-----------------	-----	-------------------------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

### (2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU I ターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円 (県出資比率: 100%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのU I ターン促進のための定住総合情報の提供やU I ターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を実施している。

### (2) 補助金

#### ア ふるさと島根定住支援補助金 (U I ターン支援分、地域づくり活動支援分)

##### ① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費及び運営費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 424,767千円

#### イ ふるさと島根定住支援補助金 (NPO支援分)

##### ① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 16,269千円

#### ウ ふるさと島根定住支援補助金 (県内就職支援分)

##### ① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 25,140千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

###### 定住対策の促進について

財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

これまで、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきたが、平成29年度以降減少に転じており、財団では令和元年9月に東京拠点を開設し、首都圏における移住支援体制と特に首都圏での関係人口<sup>(\*1)</sup>の拡大に向けた取組を強化したところである。

一方、全国的な地方創生の取組による地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気回復による人材の獲得競争は一層厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。

については、こうした首都圏での取組の結果を検証しながら、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれない。

##### (\*1)関係人口

都市部に居住しながら、特定の地域や地域の人々と継続的に関わる人々のこと

#### (2) 所管課（しまね暮らし推進課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

###### 定住対策の促進について

財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根の人口減少に歯止めをかけるという知事の方針のもと、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は

一層重要となっている。

については、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組まれない。

(3) 所管課（環境生活総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進について

しまね暮らし推進課と同じ。

(4) 所管課（雇用政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進について

しまね暮らし推進課と同じ。

3	団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
---	-----	---------------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

### (2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 89.2%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業を実施している。

### (2) 公の施設の指定管理

#### ア 男女共同参画センター (あすてらす) (所在地 大田市)

##### ① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所等の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 90,947千円 (平成30年度)

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

### 冷暖房を使用した場合の施設使用料について

男女共同参画センターでは、条例に冷暖房期間（6月～9月、11月～3月）を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。

指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。

については、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるように、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。

4	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

### (2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 1,012,500千円 (県出資比率: 78.6%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 多文化共生地域づくり事業

- ・外国人・地域住民インフォメーション事業
- ・コミュニティ通訳ボランティア派遣事業
- ・留学生支援事業
- ・多文化共生啓発事業
- ・外国人住民日本語研修事業
- ・ボランティア登録・活用事業
- ・多文化共生推進事業
- ・ボランティア研修事業

#### イ 国際交流・協力事業

- ・世界とつながる島根づくり助成事業
- ・海外移住者等支援事業
- ・国際交流団体等連携協力事業

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### 業務拡大に伴う財団体制の充実について

近年、外国人住民の急増に伴い、外国人住民からの相談対応については、件数の増加に加え、医療、福祉、教育など内容が複雑・高度化しており、外国語対応に当たる相談員とアドバイザー役としてのプロパー職員に業務的に負担が

かかっている。

また、相談業務以外でも、多文化共生の地域づくりに向けて市町村や企業等の関係機関へ働きかけるなど、財団の果たすべき役割は増しつつあり、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、将来的には、蓄積されたノウハウの承継も課題であると考えられる。

さらに、事務所について、財団の経営改善の事情から「しまね国際研修館」に置いているが、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっており、利用者の利便性を考慮する必要がある。

については、業務の拡大に円滑に対応するため、体制の充実や、相談者等の視点に立った事務所の立地について、財源も含め、所管課ともよく協議・検討され、適切な対応に努められたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 業務拡大に伴う支援について

団体意見でも述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、体制の充実や事務所の立地などの諸課題について、財団との連携を密にして適切な対応に努められたい。

5	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

### (2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円 (県出資比率: 31.2%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営を行っている。

### (2) 補助金

#### ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

##### ① 内容

センターが処分場(管理型第1期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

② 補助金額 158,800千円

### (3) 損失補償

#### ア 内容

センターが処分場(管理型第1期、管理型第3期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成30年度末損失補償債務残高 2,266,338千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

### 最終処分場の長寿命化について

センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理型第3期処分場は、平成29年3月から供用開始されているが、リサイクル業者の営業停止や解体工事の増加等のため、平成30年度受入量は87,462トンで対前年度比128.2%と、平成14年の管理型処分場供用開始以来最高となっている。

第3期処分場の計画期間は、令和13年度までの15年間となっているが、平成31年4月1日現在、埋立容量である67万m<sup>3</sup>のうち22%を既に埋め立てており、当初計画よりも早い進捗となっている。

15年の計画期間を維持するためには、これまで以上に分別の徹底やリサイクルの取組などにより、産業廃棄物の搬入量削減を行うことが必要である。

については、産業廃棄物減量税の税収を有効活用し、センター等とも連携して最終処分場の長寿命化を図るための効果的な施策を早期に検討されたい。

6	団体名	アイカム（株）	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年9月17日

(2) 主な事業内容

カーテンの製造・販売・レンタル、建物の清掃・保守管理、その他

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・島根県立心と体の相談センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 95,520千円（平成30年度）

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 入居団体の施設使用予約のあり方について

総合福祉センターは、指定管理者の努力により、一般の利用率を向上できる余地があることから、メリットシステム<sup>(\*)</sup>を採用している。

このため、できるだけ空室を作らないよう施設の利用率を高め、減免団体が使用しない場合の一般利用を確保する取組が必要であり、キャンセルによる空室の発生を減らすほか、指定管理者を中心にさらなる利用促進策を講じることが望まれる。

貸出施設の利用方法は、受益者負担と公平性の観点から、これまでも見直

しについて意見してきたところであり、所管課においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起を行ってきた。

こうした中、予約キャンセルの状況については、改善はみられるものの、一部の部屋では、特定の曜日に予約があっても全く使用実績がない月もあり、依然として、他の利用者への貸出ができないことや、利用料収入の機会損失につながることなどの問題がある。

については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、メリットシステムがより機能するよう、減免対象者や減免率の見直し、年間カリキュラム等に基づいた予約の徹底、キャンセル料の徴収など、キャンセルの発生を抑制する施設使用予約のあり方について具体的な対応を検討されたい。

## ② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について

総合福祉センターでは、条例に冷暖房期間（6月～9月、11月～3月）を定め、その期間は使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。

指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、5月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。

については、できるだけ利用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。

### （\*1）メリットシステム

指定管理業者の努力によって利用者の増や使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するもの

7	団体名	浜田ビルメンテナンス（株）	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------------	-----	---------

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年11月29日

(2) 主な事業内容

建物の清掃・保守管理、警備業務、その他

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 西部総合福祉センター（いわみーる）（所在地 浜田市）

① 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・ 有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 島根県立西部社会教育研修センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 82,712千円（平成30年度）

### 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 入居団体の施設使用予約のあり方について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

② 冷暖房を使用した場合の施設使用料について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

8	団体名	(一社)しまね地域医療支援センター	所管課	医療政策課
---	-----	-------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成25年3月21日

(2) 設立目的

島根県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 一般社団法人しまね地域医療支援センター管理費補助金

① 内容

(一社)しまね地域医療支援センターの管理に要する経費を補助する。

② 補助金額 10,526千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

業務拡大に伴う支援について

センターの目的は、一人でも多くの医師に県内定着してもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っており、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は年々増加している。

こうした中、県では、補助事業の効果の検証や人員体制等を検討し、事業に支障がないよう取り組まれているところであるが、支援の対象者は、引き続き増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。

については、今後とも、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行われない。

9	団体名	(公社) 島根県畜産振興協会	所管課	畜産課
---	-----	----------------	-----	-----

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和43年3月13日

### (2) 設立目的

畜産業を営む者に対して、経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策、家畜の改良並びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の振興に寄与し、国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 90,000千円 (県出資比率: 41.1%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業、肉用子牛、肥育牛の経営安定のための補給金、補てん金の交付に関する事業、家畜伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進に関する事業などを実施している。

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	(一財) くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日

### (2) 設立目的

国際・国内学会をはじめとする各種会議や大会・総会、見本市及び展示会並びにスポーツ大会等（以下「コンベンション」という。）の誘致、開催支援を行い、県内産業の振興と地域の活性化、文化の向上に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 515,007千円（県出資比率：63.7%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

コンベンションの誘致及び支援に関する事業を実施している。

### (2) 補助金

#### ア 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金

##### ① 内容

県内へのコンベンションの誘致を促進するため、くにびきメッセが行うコンベンション開催の支援について、その経費を補助する。

② 補助金額 50,210千円

### (3) 公の施設の指定管理

#### ア 産業交流会館（くにびきメッセ）（所在地 松江市）

##### ① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 なし

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

11	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年10月11日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 石見神楽振興事業費補助金

① 内容

石見神楽キャンペーン及び出張上演による誘客促進、石見神楽の認知度向上のための情報発信、石見神楽の保存・継承を促進するための担い手育成や支持基盤の拡大の機運醸成などに要する経費を補助する。

② 補助金額 21,420千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

石見地方の総合観光パンフレットの作成やプロモーション、WEBでの情報発信強化などの石見の魅力発信、新たな観光商品づくりの支援や食の魅力発信による誘客対策、石見スタンプラリーによる周遊対策などに要する経費を補助する。

② 補助金額 52,882千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

12	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

### (2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援  
 その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、  
 自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

##### ① 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するた  
 め、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 102,503千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年11月1日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 203,609千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 明治27年3月16日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展と国際経済の進展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 121,211千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展と国際経済の進展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 61,311千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	まつえ南商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日  
(八雲村、玉湯町、宍道町の各商工会が合併)

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 46,832千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### (2) 所管課

ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

17	団体名	隠岐國商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

## 1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成20年4月1日  
(海士町、知夫村の各商工会が合併)

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

##### ② 補助金額 25,060千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### (2) 所管課

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

18	団体名	西ノ島町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和37年1月20日

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 20,135千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

### (2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 100%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

建設技術に関する研修・講習・指導、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援等に関する事業を実施している。

## 3 監査の結果

### (1) 団体

ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### (2) 所管課

ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

20	団体名	出雲空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和55年6月20日
- (2) 設立目的  
空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸
- (3) 県の出資状況  
出資金額 100,000千円（県出資比率：30.3%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 出資による事業実施状況  
空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、空港の旅客送迎施設管理などを行っている。

## 3 監査の結果

### (1) 団体

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### (2) 所管課

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### イ 意見

#### 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について

出雲空港ターミナルビルは、国際線ターミナルビルを所有する県と国内線ターミナルビルを所有する出雲空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）とで区分所有されているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第15条に基づき、会社は県に使用料を納付している。

同条例第16条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成6年3月31日管財発第300号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、出雲空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間198万円余で貸与している。（減免額：74.9万円余）

また、国内線待合室の混雑解消のため、県が所有する国際線待合室について、

会社に対し、使用料の2分の1を減免し、年間289万円余で貸与している。

(減免額：291万円余)

こうした中、空港利用者数が好調なことなどから、平成30年度の会社の経常利益は7千4百万円余となっている。

については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。

21	団体名	石見空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成3年9月5日
- (2) 設立目的  
空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸
- (3) 県の出資状況  
出資金額 144,000千円（県出資比率：30%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 出資による事業実施状況  
空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、売店・レストランの経営などを行っている。

## 3 監査の結果

### (1) 団体

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### (2) 所管課

- ア 改善等を要する事項  
指摘事項なし

### イ 意見

#### 空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について

石見空港ターミナルビルは、石見空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）が所有しているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第15条に基づき、会社は県に使用料を納付している。

同条例第16条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成6年3月31日管財発第300号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、石見空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間122万円余で貸与している。（減免額：81.4万円余）

こうした中で、平成30年度の会社の経常利益は2千6百万円余となっている。

については、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。

22	団体名	大畑建設（株）	所管課	都市計画課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和42年12月22日

(2) 主な事業内容

総合建設業、公共施設の指定管理業務、その他

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 万葉公園（所在地 益田市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設及びこれに附属する設備・器具の利用許可に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 42,079千円（平成30年度）

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

### (2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、県民の福祉の向上に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金

##### ① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者に、バリアフリー改修、子育てに資する改修又は部分的耐震改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 127,290千円

#### イ 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金

##### ① 内容

大規模地震発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るため、既存木造住宅の耐震改修促進のための普及啓発事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 1,800千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

24	団体名	北陽ビル管理（株）	所管課	社会教育課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和44年4月19日

### (2) 主な事業内容

建築物等の清掃衛生管理業務・警備保安業務、公共施設等の設備運転管理業務  
・保守管理業務、その他

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 公の施設の指定管理

ア 青少年の家（サン・レイク）（所在地 出雲市）

#### ① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 75,200千円（平成30年度）

## 3 監査の結果

### (1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

令和元年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

令和2年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)